長崎市役所19階ギャラリーウォール 利用のご案内(運用ルール)

ギャラリーウォールは、市民に親しまれる庁舎を目指し、市民等の様々な活動や市の取組みを展示する場所として設置するもので、主に絵画、書道、写真などの生涯学習に取り組む市民や団体がその活動(芸術・文化等)の成果として作品を展示することができるコーナーです。

【利用場所】

長崎市役所(長崎市魚の町4番1号)19階廊下に面する壁一面:幅40m、高さ3m*利用の際は、全体を東面・西面(幅20mずつ)の区画に分けます。

【展示時間】

 $9:00\sim21:30$

年末年始(12月29日~1月3日)はご利用いただけません。

【利用期間】

最大連続して 14 日間(利用開始日を含む)まで

- * 予約に空きがある場合はこの限りではありません。
- *期間内に展示の設営・撤去を行ってください。

【利用料】

無料です。

ギャラリーウオール Gallery Wall

【利用条件】

- ① 長崎市で活動する個人または団体が設置目的に沿った作品を展示するものであること。
- ② 市の施策や取組みを周知するものであること。

ただし、次の項目に該当する利用は認めません。

- ア 入場料を徴収する展示
- イ 販売目的または、営利目的の展示
- ウ 宗教的、政治的内容の展示
- エ その他社会教育上問題があると市が判断した場合

【利用するまでの流れ】

① 長崎市ホームページに掲載しているギャラリーウォール展示スケジュール表により、空き状況を確認する。(申請手続き中の案件はスケジュール表には表示していません。)



ギャラリーウォールに関する情報はこちら

https://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/525000/p040021.html

- ② 利用する日の 1 年前から前日までに、下記の【注意していただきたいこと】をご確認の上「ギャラリーウォール利用申請書※」を生涯学習企画課に提出。
 - ※ホームページからの電子申請のほか、FAX 又は郵送でも提出できます。
 - ※申請書「展示内容」について、展示物の写真等のデータがある場合は別途ご提出ください。
- ③ 生涯学習企画課から承認を受けたら、利用開始日に利用承認書(電子データでも可)をご持参の上、生涯学習企画課窓口までお越しいただき、展示の設営を行ってください。

【貸出物品】

設営の際に使用する脚立、台車及びピクチャーレール(右写真)54本(1区分27本程度)を無償貸与します。

なお、画鋲やテープなどの使用(壁に傷をつける行為)や、通路に置くような展示は ご遠慮ください。



【利用承認の取り消し】

次の場合には、すでに承認を受けている場合でも承認を取り消し、又は利用を制限することがあります。

- ① 偽り、その他不正な手段により利用の承認を受けた場合
- ② 承認した利用目的以外に利用し、又は利用しようとしたとき。その他、市庁舎の管理規則に違反したとき。

【キャンセルについて】

利用の承認を受けた後、利用しないこととなった場合は、生涯学習企画課までご連絡ください。連絡なく利用されなかった場合は、今後の利用について制限させていただくことがあります。

【注意していただきたいこと】

- ① 展示する区画については、東面または西面の希望を選択できません。利用承認の際に生涯学習 企画課が指定します。
- ② 搬入・搬出については、平日 9:00~17:00 の時間内で行ってください。
- ③ 通路となる場所ですので、出入口を遮断するなど、来庁者の通行を妨げるようなことがないようにしてください。【通路を 2m以上確保すること。(通路の幅 3m)】
- ④ 搬入・搬出の際は、**西側エレベーター**をご利用ください。 また、駐車場の利用は可能ですが**有料**ですのでご注意ください。
- ⑤ 展示作品の搬入・搬出、または展示期間中のギャラリー内における作品の管理はすべて利用者 の責任で行っていただきます。ギャラリーウォールは、常時の監視等は行いませんので、展示物の破 損、盗難などについて長崎市は一切責任を負いません。
 - また、季節によっては西日の影響を受ける場合がありますのでご了承ください。
- ⑥ 設備を損傷した場合は、速やかに生涯学習企画課に届け出て指示に従ってください。 なお、設備の損傷が利用者の責めに帰すべき理由による場合は、それにより生じた損害を賠償す ることとなります。